

## 規則等の概要

### 1 規則等の題名

児童福祉法第 22 条第 1 項に規定する助産の実施、同法第 23 条第 1 項に規定する母子保護の実施、同法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置、同条第 2 項に規定する委託措置及び同法第 33 条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市児童福祉法等施行細則第 33 条第 2 項

### 3 改正の趣旨

本市では、静岡市児童福祉法等施行細則第 33 条第 2 項の規定により、児童福祉法第 22 条第 1 項に規定する助産の実施、同法第 23 条第 1 項に規定する母子保護の実施、同法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置、同条第 2 項に規定する委託措置及び同法第 33 条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助の実施に関し徴収基準を定めています。

当徴収基準を定めるに当たっては、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生労働事務次官通知）及び「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）に準じて定めておりますが、今般、その一部改正の通知が発出されたことから、本市においても、改正通知に沿う形で現行の基準の整理を行い、新たな徴収基準を定めるものです。

### 4 規則等の内容

- (1) 従来、所得税額に基づいて徴収金基準額を決定していたものを、市町村民税額に基づき決定するよう変更します。
- (2) 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関への措置について、就学前の障害児の発達支援の無償化の実施に伴い、3～5 歳時及び市町村民税非課税世帯の 0～2 歳時については徴収金を徴収しないこととします。
- (3) 助産の実施、母子保護の実施、児童福祉施設（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。）への措置及び児童自立生活援助の実施に係る階層区分の認定に関しては、原則に則り、平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しないものとします。
- (4) その他、改正通知の内容に準じ現行の階層区分表を改め、新たに対象施設別に規定します。
- (5) D15 階層を撤廃し、D14 階層を上限とします。

### 5 規則等を施行する時期

令和 2 年 7 月 1 日